

平成 15 年（行ウ）第 29 号 在米被爆者健康管理手当等支給申請却下処分取消請求  
事件 ほか

原告 倉本千里 ほか 3 名

被告 広島市長

## 判 決 要 旨

### 第 1 結 論

原告らの請求認容。

### 第 2 事実及び理由の要旨

#### 1 事案の概要

原告らは、アメリカ合衆国に居住する者であるが、被告に対し、それぞれ健康管理手当、保健手当、葬祭料の支給申請をしたところ、申請先を居住地の都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長と定める原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）の施行規則又は同施行令を理由に申請を却下された。そのため、原告らは、上記施行規則及び施行令の規定は、法の委任の趣旨に反し違法であると主張し、上記各処分の取消しを求めた。

#### 2 争点

- (1) 法 27 条、28 条及び 32 条にいう「都道府県知事」の意義。
- (2) 施行規則 52 条、56 条、71 条及び施行令 19 条の適法性。
- (3) 本件各処分の適法性。

#### 3 理由の要旨

(1) ア 法の立法経緯や目的に照らせば、法は、社会保障の趣旨からだけでなく、国家補償の趣旨からも、原爆による健康被害に苦しむ被爆者を広く救済することを目的としていると解される。

イ 法 27 条、28 条、32 条は、法 2 条 1 項と異なり、健康管理手当等の支給の申請先を、単に「都道府県知事」と規定している。

ウ また、法の規定を総合勘案すると、国を健康管理手当等の本来の支給主体とし、都道府県知事等を被爆者に対する支給事務の担当者として位置づけたものと解され、健康管理手当等の支給の実施義務者を「都道府県知事」とした法の趣旨は、当該措置について都道府県知事と厚生労働大臣との事務分配を定めたにすぎないものと解される。さらに、法 10 条以下において、被爆者に対する診察や医療の給付の給付義務者及び申請先を厚生労働大臣とし、被爆者の負傷又は疾病が原子爆弾の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けることを受給の条件としていることに照らすと、法は、必ずしも被爆者の健康状態を容易に把握し得る者が誰かという観点から被爆者に対する援護措置の実施主体を定めているとはいえないから、法が、健康管理手当

等の申請先は被爆者の居住地の都道府県知事（葬祭料については被爆者の死亡の際における居住地の都道府県知事）であるとし、これを当然の前提としているとは考えにくい。

エ 以上に加えて、健康管理手当等の申請は、すでに被爆者健康手帳の交付を受け被爆者と認定された者の存在を前提とする手続であるから、これに被爆者健康手帳の交付申請手続と同じ手続的要件を求めること自体不合理といえなくもないこと、法の目的が、社会保障の趣旨からだけでなく国家補償の趣旨からも、原爆による健康被害に苦しむ被爆者を広く救済する点にあることを総合勘案すれば、健康管理手当及び保健手当の申請先を「居住地（居住地を有しないときは、現在地）の都道府県知事」と、葬祭料の申請先を「被爆者の死亡時の居住地（居住地を有しないときは、現在地）の都道府県知事」と各限定して解釈するのは相当でないというべきであり、健康管理手当及び保健手当については国外に居住する被爆者であっても、葬祭料については被爆者の死亡時の居住地が国外であっても、国外から直接に健康管理手当等の支給の申請をすることができるかと解するのが相当である。

(2) 争点(2)(施行規則 52 条, 56 条, 71 条及び施行令 19 条の適法性)

前示(1)のとおり、法 27 条, 28 条, 32 条は、国外からの健康管理手当等の申請を許容する趣旨であると解されるから、施行規則 52 条, 56 条は、申請先を「居住地の都道府県知事」と限定している点で、施行規則 71 条及び施行令 19 条は、申請先を「被爆者死亡の際の居住地の都道府県知事」と限定している点で、法の委任の範囲を逸脱しているため、その限度で違法無効というべきである。

(3) 争点(3)(本件各処分(適法性)について)

前示(1)のとおり、法は、国外からの健康管理手当等の申請を許容しているところ、国外からの申請については、(施行規則 52 条, 56 条, 71 条, 施行令 19 条が無効となるために)申請先について法令上の規定が存在しない以上、同申請者は、法 27 条, 28 条, 32 条及び 49 条に従い、被爆者健康手帳の交付をどの都道府県知事から受けたかに関わりなく、いずれの都道府県知事、広島市長又は長崎市長に対しても申請することができるかと解せられる。

したがって、原告らの申請はいずれも適法であり、これを却下した被告の各処分は違法であるから、これらを取り消すのが相当である。

以 上